

厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件（案）新旧対照条文（抄）

○厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>ヒト（自己）表皮由来細胞シート</u></p> <p>二 <u>ヒト（同種）骨髄由来間葉系幹細胞</u></p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、<u>マウス生細胞</u>を含有するものとする。</p>